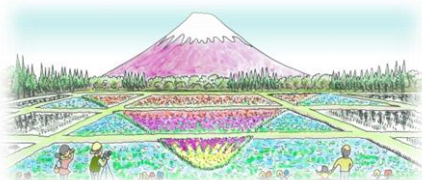


小山町環境基本計画

第1次アクション・プログラム H26・27 実績

＜北郷地区の重点的な取り組み＞



休耕田を利用した四季折々の花作り

＜小山地区の重点的な取り組み＞



各家庭における窓辺花いっぱい運動の展開

須走地域

北郷地域

小山地域

足柄地域

＜須走地区の重点的な取り組み＞



水路を活用した小水力発電によるエネルギーの地産地消

＜足柄地区の重点的な取り組み＞



宿場町をイメージできる街路樹の植栽によるまちづくり

静岡県
小山町

小山町環境基本計画 2013

1. 小山町環境基本計画とは

■ 環境基本計画策定の目的

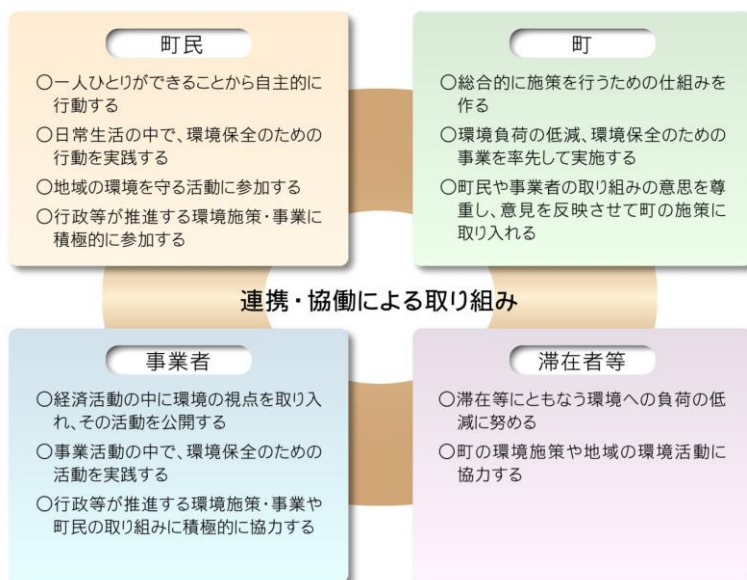
小山町環境基本計画とは、「小山町環境基本条例」に定める基本理念の実現に向けて策定されたものです。環境の保全と創造への取り組みが、町、町民、事業者および滞在者等が一体となって計画的に推進されるよう、各主体の役割を体系化しています。皆が相互に連携を図りながら、めざす環境像の実現に向けて取り組むことを期待するものです。

【小山町環境基本条例に定める基本理念】

- 環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを受るとともに、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

■ 計画の役割

環境を保全し、より良い環境を創造していくためには、町、町民、事業者および滞在者等の理解と協力が何より大切です。各主体の方々には、右図のような役割を担っていただけることを期待しています。



■ 計画の期間・目標年次

計画の期間は平成 26～35 年度までの 10 年間です。計画の中に掲げる施策は毎年進捗状況を確認するとともに、5 年を目途に中間見直しを行います。



2. 小山町を取りまく環境

小山町の北西にそびえる富士山は日本の最高峰であり、国外でも日本の象徴として広く知られています。小山町は、この富士山の麓の集落や田園が連なる風光明媚なところです。富士山は平成25年に世界文化遺産として登録されており、私たち小山町民は、富士山を取り巻く自然環境や景観の保全と管理にいっそう努めていく必要があります。

また小山町の環境を特徴づけるものとして、豊富な湧水があります。富士山のふもとに湧き出した湧水は、清流を保ちながら須川、佐野川や野沢川を経て、町の中心部を流れる鮎沢川に合流し、酒匂川に注いでいます。河川の上流部にはヤマメやアマゴが生息しており、清流が保たれています。



小山町の現在の環境は、いにしえの人々の営みが創り上げてきたものです。豊富な湧水に恵まれた稲作に加え、町の各地において水かけ菜、わさび栽培などのための水路や堰、用水が整備され、現在の小山町が創り上げられてきました。今日の小山町の環境は、人々の創意工夫と努力の結晶といえるでしょう。

しかし、社会環境や生活様式の変化に伴い、小山町でも山岳環境の荒廃や森林機能の低下、農地の減少やごみ収集量の増加、不法投棄の問題など様々な環境問題が生じており、早急な取り組みが迫られています。先人から受け継いだ豊かな自然環境を、次の世代、さらにその次の世代へと伝えていくことは、私たちの責任であり、使命であるともいえます。

3. めざす環境のすがた

小山町環境基本条例第3条で定める、基本理念がめざす小山町の環境のすがたは以下のとおりです。

めざす環境像(1) 豊かな自然と快適な生活環境

- ・健全で豊かな環境の恵みを育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。

めざす環境像(2) きれいな水と空気、安全な生活環境

- ・水と緑を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します

めざす環境像(3) 循環型の社会

- ・身近な暮らしと社会を見つめ直し、公平な役割分担のもとに循環型の社会を築きます。

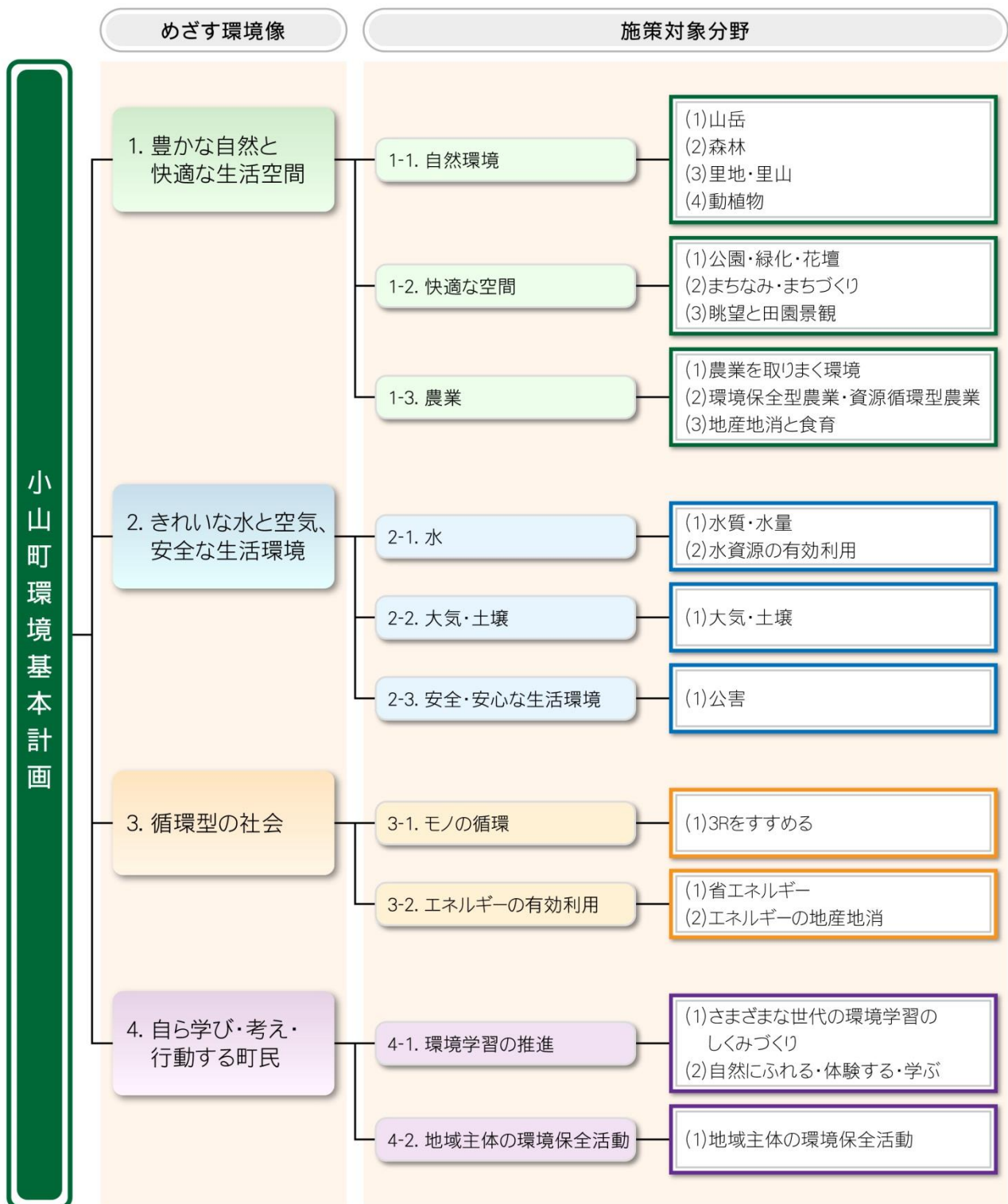
めざす環境像(4) 自ら学び・考え・行動する町民

- ・環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。



4.めざす環境を実現するための取り組み

4つのめざす環境像を実現する上で、必要となる施策は下のとおりです。環境基本計画（本編）には、これらの体系にしたがって、具体的な取り組みと取り組む主体を記載しています。



5. 地域別の環境に配慮した取り組み

小山町は、御殿場線、国道 246 号、県道沼津小山線が貫通する小山地域、宿場街として栄え今もその面影を残す足柄地域、富士山を背景に田園が広がる北郷地域、富士山世界文化遺産を有する須走地域と、個性ある地域で形成されています。それぞれの地域が有する貴重な特性をより醸成しながら、将来世代に引き継いでいくことが大切です。このため、小山町環境基本計画では、地域の個性をより高めるための「重点的取り組み項目」も示しています。

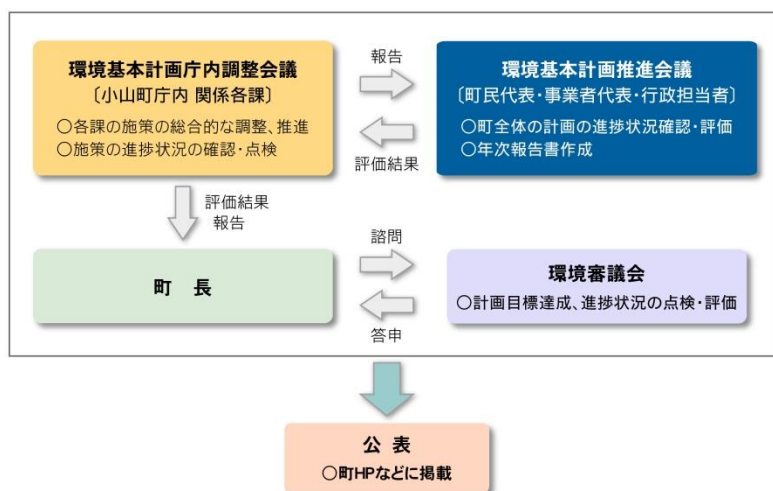


6. 計画の推進体制と進行管理

計画を着実に推進していくためには町民・事業者・行政など各主体が互いに連携し協働していくことが重要です。

そのため、確実な進行管理が出来るよう、庁内各課で構成する「環境基本計画庁内調整会議」と町民・事業者・行政で構成する「環境基本計画推進会議」を設置することとしました。

これらの会議等で、右図のように環境基本計画の進捗状況について検討・評価し、公表していきます。



小山町環境基本計画「第1次アクション・プログラム」取り組み状況

小山町環境基本計画	めざす環境像	めざす環境像の達成目標	施策分野	アクション名	具体目標	H25年度末 の状況	H26実績	H27実績	目標値	目標年次
	1 豊かな自然と快適な生活空間	1 定期的を実施する町民アンケートにおいて、「住み良い」との回答が90%以上となることをめざします	1-1自然環境 (1)山岳	ガイドや指導者へ登山者のモラル指導	富士山ナビゲーターの配置	4人	4人	4人	5人	H28
			1-1自然環境 (2)森林	森林整備計画と施業計画に基づいた民有林の管理促進	間伐面積(ha/年)	7ha	22ha	80ha	50ha	H35
			1-1自然環境 (3)里地・里山	里山等で活動するNPO法人等との連携	NPO法人等と連携した取組の数(回/年)	0回	0回	1回	5回	H35
			1-1自然環境 (4)動植物	鳥獣被害予防対策の推進	有害鳥獣捕獲の頭数(頭/年)	178頭	177頭	197頭	350頭	H35
			1-2快適な空間 (1)公園・緑化・花壇	地域住民との協働による公園等維持管理のしくみづくり	地域住民による維持管理の推進(総数:23箇所)	14箇所	14箇所	14箇所	23箇所	H35
			1-2快適な空間 (3)眺望と田園景観	景観に関する条例などの規制、指針などの整備	景観計画及び景観条例の策定	0%	0%	100%	100%	H27
			1-3農業 (2)環境保全型農業	環境に配慮した農業に取り組む農業者・協力者の普及・拡充	エコファーマーの認定数(人)	22人	23人	25人	26人	H28
			1-3農業 (3)地産地消と食育	地元産農産物の消費拡大の推進	農産物直売所の販売額(道の駅ふじおやま)	129百万円	133百万円	129百万円	138百万円	H32
	2 きれいな水と空気、安全な生活環境	2 環境に係る環境基準の達成率100%(光化学オキシダントを除く)をめざします	2-1水 (1)水質・水量	地下水位や湧出量の確保	定点観測を実施(2箇所)	100%	100%	100%	100%	H28
			2-1水 (2)水質・水量	生活系排水の処理の推進	下水道への接続と合併浄化槽設置の促進	56.4%	58.3%(暫定)	59.6%(暫定)	76.9%	H35
			2-3安全・安全な生活環境 (1)公害	不法投棄の防止	不法投棄量の削減	11,398kg	10,917kg	8,830kg	10,258kg	H30
	3 循環型の社会	3 一人一日当たりのごみの排出量について、平成32年度までに890g以下をめざします	3-1モノの循環 (1)3Rをすすめる	一人一日当たりのごみ量の削減	一人一日当たりのごみ量の削減	1.031kg	1.087kg(暫定)	0.930kg(暫定)	0.890kg	H32
			3-2エネルギーの有効利用 (1)省エネルギー	庁舎内での省エネ率先行動実施	公共施設から排出されるCO2の削減	3,099t (H21年度)	※2,197t (参考値)	※1,942t (参考値)	2,913t	H27
			3-2エネルギーの有効利用 (2)エネルギーの地産地消	再生可能エネルギー利用の拡大	太陽光発電システム・太陽熱利用システム設置補助制度の拡充	34件数	33件数	33件数	35件数	H30
	4 自ら学ぶ・考え・行動する町民	4 環境学習への参加者が延べ6,500人を超えることをめざします	4-1環境学習の推進 (1)さまざまな世代の環境学習しくみづくり	野外教育・保育のできる施設整備を支援	幼稚園・保育園のグラウンドの芝生化	3校	4校	4校	7校	H29
			4-1環境学習の推進 (1)さまざまな世代の環境学習しくみづくり	学校農地・生物の生息空間などを造り、その維持管理、観察などを通して環境学習	農業体験や生物とのふれあい機会の創設	8校	8校	8校	8校	H28

※公共施設から排出される二酸化炭素量は、平成21年度と同じ条件で調査をしていないため、参考値になります。